

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

令和 6年 4月 26日
日ノ丸ハイヤー株式会社

日ノ丸ハイヤー株式会社では、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員一丸となって取組んでいきます。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 輸送安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を深く理解し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を順守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標、その達成状況

(1) 令和 6 年度の目標

- ① 重大事故・・・0
- ② 社内事故・・・0
- ③ 飲酒検知規定違反・・・0
- ④ 物損事故・・・0

(2) 令和 5 年度の結果（目標数値）

- ① 重大事故0 (0) 件
- ② 社内事故0 (0) 件
- ③ 飲酒検知規定違反0 (0) 件
- ④ 物損事故0 (0) 件

3. 事故統計 令和 5 年度（令和 5 年 2 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日）

| 事故の種類 | 件数（件） |
|------------------|-------|
| 転覆 | 0 |
| 転落 | 0 |
| 火災 | 0 |
| 踏切事故 | 0 |
| 死者 | 0 |
| 重傷者 | 0 |
| 車内の事故 | 0 |
| 運転者の疾病による運行停止・不能 | 0 |
| 自動車の装置の故障による運行不能 | 0 |

4. 4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- (5) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - (6) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
 - (7) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
 - (8) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。

5. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

社長 → **安全統括管理者** → **営業所長** → **運行管理者** → **運転者**

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (9) 全国交通安全運動、交通安全県民運動、年末年始安全総点検に係る教育。
- (10) バス担当者会議開催による安全指導

7. 安全統括管理者、安全管理規定

安全統括管理者 … 総務課長 澤 和哉

安全管理規定 … 別添